

## 町制施行 130 周年記念事業ロゴマーク、キャッチフレーズ、ポスター募集要項

### 1 趣旨

本町は、令和 8 年 2 月 26 日に町制施行 130 周年を迎えます。この節目を町民の皆様と一緒に祝うとともに、本町が築き上げてきた歴史と文化を見つめなおし、魅力あるまちの創出と早島町を広く知ってもらうため、様々な事業を行うにあたりシンボルとなるロゴマーク及びキャッチフレーズ、ポスターを募集します。

### 2 募集内容

- (1) 記念事業のテーマに沿った、早島町をイメージすることができるロゴマーク  
(文字を含まないシンボルマークのみでも可)
- (2) 記念事業のテーマに沿った、町民の心が一つになるキャッチフレーズ
- (3) 記念事業のテーマに沿った、ポスターデザイン

#### 【記念事業のテーマ】

- ・ 築かれた歴史に想いをはせる
- ・ まちの魅力を再発見する
- ・ つながる心、未来を創る

#### 3-1 ロゴマークのデザインの条件

- (1) ロゴマークの縦横比は自由（ただし、拡大・縮小にも対応できるもの）ですが、大きさはA4サイズ（210mm×297mm）に収まるものとします。
- (2) 早島町らしさが表現され、親しみやすく、コンセプトが誰にでも伝わるような分かりやすいデザインとしてください。
- (3) 文字を入れる場合、「早島町」又は「早島」のいずれかの文字を必ず記載してください。文字は漢字、片仮名、平仮名、英語表記等自由とします。（例：早島、はやしま、Hayashima など）
- (4) 色数は自由ですが、単色・モノクロとしての使用にも対応できるデザインとしてください。また、拡大又は縮小する場合（のぼり旗や横断幕等から名刺やバッジ等大小様々なサイズで使用することを想定）でも、イメージや安定感が損なわれないデザインとしてください。

#### 3-2 キャッチフレーズの条件

キャッチフレーズは 25 文字以内としてください。文字は漢字、片仮名、平仮名、英語表記等自由とします。また、記号、スペースも 1 文字と数えます。

#### 3-3 ポスターデザインの条件

- (1) 手描き又はデジタルデザインで、使用画材・デザインソフト等は問いません。
- (2) 手描きの場合は、四つ切（38cm×54cm）の画用紙を使用してください。
- (3) デジタルデザインの場合は、300dpi 以上で制作してください。
- (4) 素材を貼り付ける場合は、剥がれないようにしっかり貼り付けてください。厚みは数ミリ程度までにしてください。
- (5) 早島町らしさが表現され、親しみやすく、テーマが伝わるようなデザインとしてください。

#### 4 応募資格

どなたでも応募できます。（年齢や住所、プロ・アマチュアは問いません。）

#### 5 応募期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで（※締切日必着）

#### 6 賞及び副賞

- (1) 最優秀賞 1点 賞状、副賞（早商振興会加盟店で利用できる商品券3万円分）
- (2) 優秀賞 2点 賞状、副賞（早商振興会加盟店で利用できる商品券1万円分）

#### 7 応募方法等

以下の方法により、一人につき何点でも応募できます。団体に応募される場合は、代表者を一人決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。なお、応募に要する費用については、応募者の負担となります。

#### I 持参又は郵送での応募方法

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募作品の裏面に貼り付けた上で、応募・問合せ先まで持参又は郵送（FAXは不可）で応募してください。電子媒体（CD-R等）の場合は、応募用紙を同封の上、応募・問合せ先まで持参又は郵送（FAXは不可）で応募してください。
- (2) 応募用紙は、早島町企画課、早島町町民総合会館（ゆるびの舎）に配置するほか、早島町ホームページからもダウンロードできます。
- (3) 応募作品の用紙、画材等の種類は問いません。
- (4) 複数作品を一度に応募することもできますが、全ての応募作品の裏面に応募用紙を必ず貼り付けてください。応募用紙がないものは無効とします。
- (5) 応募に当たっては、応募作品が折れないようにしてください。
- (6) 応募作品を提出後は、修正することはできません。また、応募作品は、返却しませんので御了承ください。

## II メールでの応募方法

- (1) ロゴマーク及びポスターの応募は、上記 I 記載の応募用紙を添付の上、デジタルカメラ・スマートフォンなどで撮影した作品を下記「応募先メールアドレス」へ送付してください。
- (2) ファイル形式は JPEG・PNG・BMP・TIFF・PDF いずれかのものとします（解像度は 300dpi 以上のものとします）。
- (3) メール の 件名 は「130 周年記念ロゴマーク応募」又は「130 周年記念ポスター応募」としてください。（データ容量が 10MB 以上のものは受信できませんのでご注意ください。）
- (4) キャッチフレーズの応募は、①記載の応募用紙を添付の上、メール本文へのキャッチフレーズの記載又はデータの添付により応募してください。メールの件名は「130 周年記念キャッチフレーズ応募」としてください。
- (5) 複数作品を一度に応募することもできますが、応募作品 1 点につき応募用紙 1 枚を必ず添付してください。応募用紙がないものは無効とします。
- (6) 応募作品を提出後は、修正することはできません。

### 「応募先メールアドレス」

kikaku@town.hayashima.lg.jp

## 8 審査・選考

応募作品は、早島町長が選任する委員で構成する選定委員会が審査、選考の上、最優秀賞及び優秀賞を決定します。

## 9 結果発表及び表彰

最優秀賞及び優秀賞の受賞者には、2025（令和 7）年 5 月頃に結果を通知するとともに、受賞作品及び受賞者について早島町のホームページ等で発表します。なお、当該発表をもって、受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきますので御了承ください。

最優秀賞及び優秀賞の表彰は、令和 8 年 2 月 26 日に行われる記念式典で行います。

## 10 受賞作品の活用

- (1) 最優秀賞及び優秀賞となった作品（以下「受賞作品」という。）については、早島町の広報紙及びホームページ、印刷物（観光情報誌、名刺、ポスター、のぼり旗等）、グッズ（バッジ、手提げ袋等）をはじめ、早島町の PR に関連する事業で使用します。
- (2) 受賞作品を活用するに当たっては、デザインや色彩等を補正・修正する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。単色・モノクロで使用する場合があります。

また、受賞作品のうちロゴマークの作品においてシンボルマークのみの場合には、早島町において文字(キャッチフレーズ含む)を組み合わせ使用することがあります。

(3) 受賞作品については、早島町の判断により、他団体(早島町観光協会等)による早島町のPRに関連する事業(収益事業を含む。)で使用させる場合があります。

## 11 著作権等に関する事項

(1) 応募作品は、応募者が創作した未発表のオリジナル作品とし、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の権利を侵害しないもの、他の作品(商標を含む。)と同一又は類似していないものとし、なお、これらの条件に違反していたことが判明した場合、応募作品は無効として取り扱い、賞及び副賞を受賞した場合には賞を返還していただきます。

(2) 受賞者は、受賞と同時に早島町に対して受賞作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む一切の権利)を無償で譲渡するものとし、受賞作品の著作権及び使用権は早島町に帰属するものとし、また、受賞作品の使用・商品化に対する対価は無償とし、早島町は専用実施権を有するものとし、

(3) 受賞者は、早島町又は早島町から正当に権利を取得した第三者が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとし、

(4) 応募作品が第三者の知的財産権を侵害する等の理由により、苦情、請求、差止その他何らかの主張を受けたときは、直ちに受託者に通知します。

(5) 応募者が第三者から前号の通知を受けたとき若しくは当該主張の事実を知ったとき、又は第三者からの権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。早島町では一切の責任を負いかねます。なお、早島町又は早島町に関係する者が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

## 12 個人情報の取扱い

(1) 応募者の個人情報については、応募作品の選考、選考結果の通知、受賞作品の発表、賞及び副賞の授与のために使用し、それ以外の目的で使用することはありません。

(2) 受賞作品の発表の際には、受賞者の氏名及び年齢、居住する市区町村名を公表します。

## 13 注意事項

(1) 応募作品の審査及び選考、受賞作品の決定に関する問合せは一切対応いたしません。

(2) 早島町が受賞作品を公表するまでは、応募作品を他者に公表しないでください。

(3) 受賞作品がデジタル作品の場合、データ形式等での提出をお願いしますので、御了承ください。なお、手描き作品の場合は、早島町において受賞作品をデータ化しま

す。

(4) 応募作品の提出をもって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。

(5) 未成年者が応募する場合は、副賞の收受や著作権の早島町への無償譲渡（※著作権等に関する事項の規定）、本募集要項を含め、親権者等法定代理人の同意を得た上で応募してください。

(6) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合には、早島町の判断により決定しますので、御了承ください。

#### 14 応募・問合せ先

応募先 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360 番 1

早島町企画課

問合せ先 086-482-0612（直通）